

平成31年生駒市教育委員会

第2回臨時会 議案

平成31年3月14日

生駒市教育委員会

平成31年生駒市教育委員会(第2回)臨時会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第1号	臨時代理につき承認を求めることについて (平成31年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見 について)	1
議案第9号	生駒市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方 針の策定について	6
議案第10号	生駒市教育委員会教職員の任免について	13
議案第8号	平成31年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について	14

報告第1号

臨時代理につき承認を求めることについて

(平成31年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について)

平成31年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について、教育委員会を招集するいとまがなかったため、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月教育委員会規則第6号)第5条第2項の規定により、臨時に代理したから、これを報告し、承認を求める。

平成31年3月14日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【提出議案】

- ・平成30年度生駒市一般会計補正予算(第7回)(追送)

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		5,303,779	12,267	5,316,046
	2 国庫補助金	825,747	12,267	838,014
19 繰越金		704,674	8,233	712,907
	1 繰越金	704,674	8,233	712,907
21 市債		2,629,600	24,500	2,654,100
	1 市債	2,629,600	24,500	2,654,100
歳 入 合 計		38,276,136	45,000	38,321,136

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 教育費		5,764,787	45,000	5,809,787
	3 中学校費	834,601	45,000	879,601
歳 出 合 計		38,276,136	45,000	38,321,136

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

変更

[単位 千円]

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
教 育 費	中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	5 6 0 , 8 6 5	中 学 校 施 設 整 備 事 業	6 0 5 , 8 6 5

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中 学 校 施 設 整 備 事 業	216,200	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合には その債権者と 協定するも のとする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 若しくは繰 上償還又は 低利に借換 えることが できる。	240,700	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合には その債権者と 協定するも のとする。た だし、市財政 の都合により 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 若しくは繰 上償還又は 低利に借換 えることが できる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 教育費国庫補助金	326,345	12,267	338,612	2 中学校費補助金	12,267	中学校トイレ改修事業交付金
計	825,747	12,267	838,014			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	704,674	8,233	712,907	1 繰越金	8,233	前年度繰越金
計	704,674	8,233	712,907			

(款) 21 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 教育債	682,400	24,500	706,900	3 中学校債	24,500	中学校トイレ改修事業債
計	2,629,600	24,500	2,654,100			

歳 出

(款) 8 教育費

(項) 3 中学校費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額		一般財源	区分	金額	
				特定財源	地方債				
3 中学校施設整備費	578,718	45,000	623,718	12,267 (国補) 12,267	24,500	8,233	15 工事請負費	45,000	上中学校トイレ改修工事
計	834,601	45,000	879,601	12,267	24,500	8,233			

議案第 9 号

生駒市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の
策定について

生駒市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 号の規定により、別紙のとおり提出する。

平成 31 年 3 月 14 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（案）

平成 31 年 3 月 日

生駒市教育委員会

1. 趣旨

本市では、学校における働き方改革を進めるため、附属機関として設置した「生駒市学校教育のあり方検討委員会」で調査審議を重ね、昨年 12 月に「教職員がいきいきと子どもと向き合う時間創造プログラム(案)」の答申を受け、教育委員会で審議の上、決定した。

また、文部科学省は、平成 31 年 1 月 25 日に「学校における働き方改革」の一環として、いわゆる「超勤 4 項目」以外の業務への対応も視野に入れ「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を制定し、市町村教育委員会に対し公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等の策定を求めている。

こうしたことから、学校における働き方改革を確実に実行するため、国のガイドラインに基づき、本市の市立小中学校の教育職員の勤務時間の上限に関し、本方針を定めるものである。

2. 本方針の対象者

本方針は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第 2 条に規定する市立小中学校の教育職員を対象とする。

3. 勤務時間等の用語の定義

本方針における各用語の定義は次のとおりとする。

- ①勤務時間（在校等時間）：国の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」における「勤務時間」と同義とし、在校時間

等に、職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間、時間外勤務命令に基づくもの以外も含む校外での勤務の時間を加えた時間（ただし、休憩時間及び自己研鑽の時間その他業務外の時間を除く。）

② 1箇月超過勤務時間：1箇月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間

③ 1年超過勤務時間：1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間

4. 勤務時間の上限の目安時間

① 学校長は、教育職員に対して、1箇月超過勤務時間が45時間、1年超過勤務時間が360時間を超えないようにすること。ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により勤務せざるを得ない場合は、1年超過勤務時間が720時間を超えないようにすること。

② 学校長は、教育職員が週休日及び休日に勤務する場合においても、連続して12日を超えて勤務をさせないようにすること。ただし、非常災害その他緊急やむを得ない理由による場合は、この限りではない。

③ 学校長は、教育職員の超過勤務時間又は連続勤務日数がその上限を超えることが見込まれるときは、これを回避するため、当該教育職員に対する校務分掌の見直し、授業時間数の削減等の対応策を講じるものとする。

5. 1箇月超過勤務時間等の上限超過時の取扱い

① 学校長は、教育職員の超過勤務時間が1箇月45時間又は1年度

360時間を超えるときは、その理由、超過する時間の限度及び当該限度内に超過勤務時間を抑制するための具体策を記載した様式1により、教育委員会に申請し、承認を得るものとする。

② 学校長は、教育職員が連続して12日を超えて勤務する必要があるときは、その理由、超過する勤務日数の限度および当該限度内に勤務日数を抑制するための具体策を記載した様式2により、教育委員会に申請し、承認を得るものとする。

③ 学校長は、上記①②について、事前に承認を得ることが出来なかった場合は、その旨を速やかに教育委員会に書面で報告するものとする。

6. 長時間勤務の禁止

① 学校長は、教育職員の超過勤務時間が1箇月80時間に達したとき、または、当月を含む直近2箇月から6箇月の平均で1箇月80時間に達したときは、到達月における当該教育職員に対するそれ以後の超過勤務時間を抑制するものとする。

ただし、非常災害等をやむを得ないと学校長等が判断した場合は、この限りではない。

② 学校長は、上記①のただし書に該当することとなった場合は、その旨を直ちに教育委員会に報告するものとする。

7. 長時間勤務教育職員の健康管理

① 学校長は、教育職員の健康状態及び子の養育状況等にも十分配慮しなければならない。

② 学校長は、教育職員の超過勤務時間が、1箇月で80時間に達し

たとき、または、当月を含む直近2箇月から6箇月の平均で1箇月80時間に達したときは、本人の申し出により、産業医による面接指導を受けさせなければならない。

また、学校長は、本人の申し出がない場合は、本人に対して、産業医による面接指導を受けるように助言するものとする。

- ③ 上記②に関連して勤務超過時間を算定するときは、算定期間内において勤務した週休日または休日で、算定期間内に振替または代休付与がなされていないものについては、勤務超過時間とみなす。

8. 留意事項

- ① 教育職員がいきいきと子どもと向き合うためには、教育職員自身が健康で文化的な生活を営むことができる必要がある、全ての校務が勤務時間の中で完結することが基本である。やむを得ない事情により勤務時間を超えて業務を行う場合にあっては、校務の削減・廃止も含めて改善していく必要があること。
- ② 勤務時間の上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を残す、又は残させたりすることがあってはならないこと。
- ③ 上限の目安時間を守るためだけに自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加してしまうことは本方針の趣旨に反するものであり、厳に避けること。

附 則

この方針は、平成31年4月1日から適用する。

教育総務課		教育指導課	
課長	課長補佐	課長	課長補佐

承認日:平成 年 月 日

超過日(見込):平成 年 月 日

勤務 4 5 時間超過 報告書

平成 年 月分

学校名 :

校長名 :



1	職名	氏名	超過時間の限度	超過理由・業務内容等
				時間
超過時間の限度内に管理するための具体的対応策等				

2	職名	氏名	超過時間の限度	超過理由・業務内容等
				時間
超過時間の限度内に管理するための具体的対応策等				

3	職名	氏名	超過時間の限度	超過理由・業務内容等
				時間
超過時間の限度内に管理するための具体的対応策等				

- ・ 45 時間を超過する前に報告してください。
- ・ 決裁後、写しを教育総務課に提出して下さい。

教育総務課		教育指導課	
課長	課長補佐	課長	課長補佐

承認日： 平成 年 月 日

勤務日の連続 1 2 日超過 申請書

学校名：

校長名：



職名	氏名	申請日現在 連続勤務日数	連続勤務の原因となっ た主たる業務内容
		日	
<p>連続勤務となった理由、休日・休暇取得予定、今後の対応、その他</p> <p>連続勤務日数の限度（通算）_____日 （平成 年 月 日～平成 年 月 日）</p>			

- ・連続勤務 1 2 日を超過する前に承認を得てください。
- ・承認後、写しを教育総務課に提出してください。

議案第 10 号

生駒市教育委員会教職員の任免について

生駒市教育委員会教職員の任免について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月法律第 162 号）第 34 条の規定により、別紙のとおり、教育委員会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 14 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 8 号

平成 3 1 年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について

平成 3 1 年度生駒市教育大綱アクションプランの策定について、別冊のとおり提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 4 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

